

大学生のエコラーニング事業業務委託 企画提案募集要領

この要領は、次の業務を委託するにあたり、企画提案を広く募集し、受託候補事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 業務名

大学生のエコラーニング事業業務委託

2 業務の目的

「大学生のエコラーニング事業」として大学生等を対象に交流の場を提供しながら、環境について学ぶワークショップ（以下「ラーニングイベント」という。）を開催する。大学生等が昨今の環境にまつわる社会の変化等について屋外での体験活動を通して学び、若者の環境に対する理解と関心を高めることを目的とする。

3 業務内容

(1) 委託業務の内容

大学生のエコラーニング事業業務委託 仕様書のとおり

(2) 委託期間

契約締結日から令和8年3月13日（金）まで

(3) 提案上限額

2,486,000 円（消費税および地方消費税を含む）

4 参加要件

この企画提案に応募できる者は、次の要件のすべてを満たしている者とする。

- (1) 県内に事業所を有していること。
- (2) 大学生のエコラーニング事業企画提案公募要領に定める企画提案書の提出時点において、福井県競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する要件に該当しないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とするもの、もしくは暴力団または暴力団員の統制下にあるものでないこと。
- (5) 県税を滞納していないこと。
- (6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

- ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

5 応募に必要な手続き

(1) 応募資料の交付

応募資料については、次のとおり交付する。

① 交付期間	令和7年4月1日（火）～令和7年4月11日（金） （土・日・祝日を除く8時30分から17時15分まで）
② 交付場所	福井県エネルギー環境部環境政策課 環境計画推進グループ 福井県エネルギー環境部環境政策課のホームページに掲載 （ https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kankyau/ ）
③ 交付資料	ア 大学生のエコラーニング事業業務委託 企画提案募集要領 イ 大学生のエコラーニング事業業務委託 別紙様式1～9 ウ 大学生のエコラーニング事業業務委託 仕様書 エ 委託契約書（案）
④ 交付方法	上記の場所での手交、または上記ホームページからダウンロード

(2) 参加申込書の提出

企画提案に参加する者は、次により参加申込書を提出するものとする。

① 提出期限	令和7年4月11日（金）17時15分まで（必着）
② 提出方法	持参もしくは郵送 ただし、郵送は簡易書留等配達記録の記録が可能な手段のみとする。
③ 提出先	福井県エネルギー環境部環境政策課 環境計画推進グループ
④ 提出書類	ア 企画提案参加申込書（別紙様式1） イ 企画提案参加事業者の概要がわかる資料 ウ 県税事務所または嶺南振興局が発行する県税に滞納がない旨の証明書 エ 誓約書（別紙様式2）
⑤ 提出部数	各1部

(3) 企画提案書の提出

企画提案に参加する者は、次により企画提案書を提出するものとする。

① 提出期限	令和7年5月8日（木）17時15分まで（必着）
② 提出方法	持参もしくは郵送 ただし、郵送は簡易書留等配達記録の記録が可能な手段のみとする。
③ 提出先	福井県エネルギー環境部環境政策課 環境計画推進グループ
④ 提出書類	ア 提案書表紙（別紙様式3） イ 事業計画書（別紙様式4） ウ 積算内訳書（別紙様式5） エ 組織体制図（別紙様式6）

	オ その他企画提案を説明するのに必要な書類(用紙の大きさは日本産業規格A4とする。) 補足
⑤ 提出部数	各8部(うち7部は写し可)
⑥ その他	ア 提出された企画提案書について、県から内容の質問および補正を命じることがある。 イ 提出後における企画提案書の追加および変更は認めない。 ウ 提出された企画提案書は返却しない。

6 質問および回答

(1) 質問書の提出

本業務に関する質問については、次により質問書を提出するものとする。

① 提出期限	令和7年4月11日(金) 17時15分まで(必着)
② 提出方法	ファクシミリまたは電子メール (ファクシミリまたは電子メール送信後、電話により受信の確認を行うこと。)
③ 提出先	福井県エネルギー環境部環境政策課 環境計画推進グループ
④ 提出書類	質問書(別紙様式7)

(2) 回答

- ・ 質問に対する回答は、次のとおり行う。
- ・ ただし、質問または回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

① 回答方法	福井県エネルギー環境部環境政策課のホームページに随時掲載する。 (https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kankyou/)
② その他	提出期限までに到着しなかった質問書については、原則として回答しない。

7 提案資格確認結果の通知

参加申込書を提出したのものについて、提案者の資格を満たす者であるかを確認し、参加申込者全員に対して、提案資格確認結果通知書を通知する。

① 通知日・通知方法	令和7年4月18日(金) 17時までに、電子メールで送付。
② その他	提案資格が認められなかった旨の通知を受けた申込者は、書面によりその理由の説明を求めることができる。なお書面は、通知を受け取った日から5日以内(県庁閉庁日を除く)に参加申込書提出先まで提出しなければならない。 県は、上記書面の提出があった日から5日以内(県庁閉庁日を除く)に説明を求めたものに対し書面により回答する。

8 受託候補事業者の選定

(1) 選定方法

- ・受託候補事業者は、大学生のエコラーニング業務委託選定委員会（以下「選定委員会」という。）において選定する。
- ・選定委員会では、提出された企画提案書についてのプレゼンテーションを実施する。ただし、仕様書の必須要件を満たさない企画提案書については、選定の対象から除外する。
- ・選定委員会の開催日は令和7年5月13日（火）（予定）とする。

(2) 審査基準

提出書類およびプレゼンテーションの内容を基に、選定委員会が次の「審査のポイント」により審査して、本業務委託契約の受託候補事業者を特定する。

審査のポイント

審査項目	評価の観点
① 業務の実施方針	仕様書の内容を踏まえ、本事業の目的を理解し、業務実施に向けた基本的な考え方（コンセプト等）が示されているか。
② 活動計画・活動内容	本事業の目的達成に向けて、効果的かつ適切な活動計画が示されているか。
	活動内容や実施方法等が具体的で、実現性があるか。
	仕様書の内容を的確に踏まえ、参加者にとって魅力ある企画かつ各回の環境のテーマについて十分に学ぶことができる活動内容となっているか。
	広報について、効果的な発信方法が示されているか。
③ 組織体制	参加者の安全面等での配慮がなされるとともに、事故等の緊急時や苦情等の発生時に備え、適切な対応策が示されているか。
	本業務の遂行に向けて、必要な人員を配置し、責任者や担当者等が明確になっているか。
④ 提案価格	提案内容と見積額を比較し、費用対効果が期待できるか。
	積算内訳が明確で、見積額は適切か。

(3) 選定

審査の結果、委託上限額（2,486,000円）の範囲内で、優秀な企画提案書を提出した提案者を受託候補事業者として選定する。

9 受託候補事業者の選定結果

選定結果は次のとおり発表する。

① 日時	令和7年5月中旬を予定
② 方法	すべての提案者に文書により通知する。

10 契約

(1) 契約の締結

受託候補事業者と企画提案書等をもとに協議し、協議が整った場合に契約を締結する。この協議の際、提出された企画提案書の内容・経費を一部変更する場合がある。) なお、契約締結に当たっては、契約書(当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む)を作成するものとし、落札者は、落札決定日の翌日から起算して7日(福井県の休日を定める条例(平成元年福井県条例第2号)に定める県の休日を除く。)以内に当該案件の契約を締結しなければならない。

(2) 契約書・契約保証金等

別に定める契約書(案)のほか、福井県財務規則ほか関係法令等の定めるところによる。

(3) 契約締結の取り消し

次の場合には、県は契約締結を取り消す場合がある。

ア 受託候補事業者が、契約の締結に応じないとき。

イ 受託候補事業者の財政状況悪化等により、業務履行が確実でない恐れがあるとき。

ウ その他、受託候補事業者の社会的信用を損なう行為等により、業務委託が不可能または不相当となるような事情が生じたとき。

11 公正な公募の確保

- ・応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- ・応募者は、競争を制限する目的で他の応募者と参加意思および提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- ・応募者は、受託候補事業者の選定前に、他の応募者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- ・応募者が連合し、または不穏な行動等をなす場合において、企画提案公募を公正に執行することができないと認められるときは、当該応募者を参加させず、または公募の執行を延期し、または取りやめることができる。

12 その他

- ・手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- ・提出された企画提案書については、本件業務における受託候補事業者の選定以外の目的で使用しない。
- ・企画提案に係る一切の費用については、応募者の負担とする。
- ・本件業務に関し、県から受領または閲覧した資料等は、県の了解なく公表または使用してはならない。

13 応募先および問い合わせ先

(1) 名称 福井県エネルギー環境部環境政策課内 環境計画推進グループ

(2) 所在地 〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

(3) 連絡先 電話 0776-20-0301(直通)

FAX 0776-20-0734

(土・日・祝日を除く8時30分から17時15分まで)